

省エネルギー設備等導入促進リース事業支援事業補助金交付要綱、実施要領
及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和6年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	省エネルギー設備導入促進リース事業(低炭素リース信用保険)
法人名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	8,000百万円(8,000百万円)
基金事業の目的	エネルギー環境適合製品の需要の開拓を図ることを目的としている。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(以下「低炭素法」という。)に基づき、中堅・中小企業を中心にリース取引による高効率工作機械等の「エネルギー環境適合製品」の導入を行いやすくするための保険制度を措置。具体的には、低炭素法に基づき、保険業法にかかわらず、需要開拓支援法人が、エネルギー環境適合製品に係るリースについて、リース先企業の倒産等により回収不可能となった残リース料の一部を保険金として支払う内容の保険契約をリース会社と締結することを可能とする措置を講じている。
基金事業を終了する時期	本保険制度は、10年間までのリース契約を対象としているため、新規受付終了時期を踏まえ、令和19年3月(新規申請受付終了時期から10年後)と設定(制度の実態を踏まえると、当該期間より短い期限の設定は不可能)。
事業開始年度及び事業終了(予定)年度	2010～2036
基金事業の目標	■短期アウトカム ・成果目標 リースの活用を通じた中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の普及促進。 ・成果指標 保険引受額のうち、本保険制度がリース成約の要因となった額(本制度がなかった場合、リース契約を結ばない可能性があった事業者のエネルギー環境適合製品の導入額(インセンティブ効果)を毎年設定) ・目標値: 16,200百万円(2024年度) ■長期アウトカム ・成果目標 リースの活用を通じた中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の普及促進。 ・成果指標 リース保険制度のインセンティブ効果により普及しているエネルギー環境適合製品の額 ・目標値: 633億円(2036年度:最終目標年度)

2. 見直し結果

項目	理由
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※))	■2019年度 ・「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」等に基づく経済産業省による指導監督に加え、平成30年度の「秋の年次公開検証」における指摘を踏まえ、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について点検した。その結果、危機事故率について見直しを行い、基金の不用額の国庫返納を実施した。 ■2024年度 ・令和5年12月20日付行政改革推進会議決定「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえ、基金事業の終期の設定等の見直しを行った。終期の設定に伴い、保険引受残高の見込や事業費等について再精査を行い、不用額の国庫返納を実施。

3. 点検・評価

<p>基金の保有割合</p>	<p>基金の保有割合の算出</p>	<p style="text-align: right;">1.00</p> <p>【算出根拠】</p> <p>■計算式 $(①6,649,924,602円 - ⑦373,316,852円) \div (②5,336,139,750円 + ③15,000,000円 - ④257,532,000円 + ⑤496,000,000円 + ⑥687,000,000円)$</p> <p>■各項の内容 ①令和5年度末基金残高 ②最大必要保険金額 ③管理費見込額 ④運用収入見込額 ⑤後年度負担事務に要する費用 ⑥事業費(支払保険金)見込額 ⑦令和6年度国庫返納額</p> <p>【算出根拠に用いた事業見込みの考え方】</p> <p>■計算式 ②最大必要保険金額(5,336,139,750円) $= (A)173,533,000,000円 \times (B)50\% \times ((C)6.37\% - (D)0.22\%)$ ③管理費見込額(15,000,000円) $= (E)11,000,000円 + (F)4,000,000円 + (G)0円$ ④運用収入見込額(257,532,000円) $= (H)20,222,000円 + (I)20,222,000円 + (J)20,222,000円 + (K)20,222,000円 + (L)20,222,000円 + (M)20,222,000円 + (N)19,800,000円 + (O)19,400,000円 + (P)19,400,000円 + (Q)19,400,000円 + (R)19,400,000円 + (S)19,400,000円 + (T)19,400,000円$ ⑤後年度負担事務に要する費用(496,000,000円) $= (a)0円 + (b)13,000,000円 + (c)34,000,000円 + (d)47,000,000円 + (e)56,000,000円 + (f)66,000,000円 + (g)70,000,000円 + (h)70,000,000円 + (i)70,000,000円 + (j)70,000,000円$ ⑥事業費(支払保険金)見込額(687,000,000円) $= (k)103,000,000円 + (l)109,000,000円 + (m)115,000,000円 + (n)106,000,000円 + (o)81,000,000円 + (p)59,000,000円 + (q)41,000,000円 + (r)27,000,000円 + (s)18,000,000円 + (t)12,000,000円 + (u)9,000,000円 + (v)5,000,000円 + (w)2,000,000円$</p> <p>■各項の内容 (A) 令和8年度における保険引受残高見込額 (B) 補填割合(%) (C) 危機事故率(%) (D) 実績事故率(%) (E)~(G) 令和6年度~令和8年度の管理費見込額 (H)~(T) 令和6年度~令和18年度の運用収入見込額 (a)~(j) 新規申請受付終了後の費用見込額 (k)~(w) 令和6年度~令和18年度の事業費(支払保険金)見込額</p> <p>■事業見込みに用いた指標の積算根拠 (A) 「令和8年度における保険引受残高見込額」は今後の保険引受見込額および平均保険期間(7年)を踏まえて、以下の合計にて算出している。 令和8年度における保険引受残高見込額 $= 令和2年度引受保険金額実績(31,812百万円) \times (1/7) + 令和3年度引受保険金額実績(35,182百万円) \times (2/7) + 令和4年度引受保険金額実績(43,518百万円) \times (3/7) + 令和5年度引受保険金額実績(43,000百万円) \times (4/7) + 令和6年度引受保険金額見込(45,000百万円) \times (5/7) + 令和7年度引受保険金額見込(45,000百万円) \times (6/7) + 令和8年度引受保険金額見込(45,000百万円)$ (C) 危機事故率(%)は経済情勢の変化などによる危機時に想定している事故発生割合 (D) 実績事故率(%)は当該事業における事故発生割合の実績 (E)~(G)基金からの管理費の拠出は減少していくことを想定している。 (H)~(T) 令和12年度中の償還により、減少の見込み。 (a)~(j) 後年度負担事務の期間は、事業の終了予定時期の令和18年度までとしている。 (k)~(w) 保険金支払いに備えて、支払保険金実績の高い年度を基に基金からの拠出見込額を算定</p> <p>■事業見込みに用いた指標の直近における実績 直近年度(令和5年度)における実績は以下の通り。 引受保険金額: 42,999,624,188円 管理費: 33,401,298円 運用収入: 20,246,143円 事業費(支払保険金): 64,626,513円</p>
<p>使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果</p>	<p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p> <p style="text-align: center;">(有)・無</p> <p>令和5年12月20日付行政改革推進会議決定「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえ、基金事業の終期の設定等の見直しを行った。終期の設定に伴い、保険引受残高の見込や事業費等について再精査を行い、不用額について国庫返納を行うこととした。</p>	
<p>使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由</p>	<p>令和6年度以降の事業費・管理費等として今後執行予定のもの以外について、使用見込みの低い基金として国庫返納を行った。</p>	

4. 収入・支出等

(単位:千円)

			令和5年度	令和6年度見込み
収入	国費	運用収入	20,246	20,222
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	-	-
	合計(a)		20,246	20,222
(事業 支出 費 等)	支払保険金額		64,627	103,000
	管理費		33,401	11,000
	合計(b)		98,028	114,000
国庫返納額			0	373,317
基金残高(a-b)			6,649,925 □	6,182,830

※「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)